

## 委託業務処理要領

航空法第29条の2及び同施行規則第46条の2に基づく「技能証明の限定変更」について航空整備士実地試験試験要領、一等航空整備士（回転翼航空機）（平26.7.30国空航第318号）（以下「試験要領」という。）に定める限定変更実地試験受験に必要な知見修得のための訓練委託に係る業務の処理要領は、次のとおりとし、その実施に当たっては航空法施行規則別表三（実地試験の科目）に規定する内容に従い行うこと。

### 記

#### 1 契約名

アグスタ式AW139型航空整備士座学訓練業務委託契約

#### 2 訓練内容

航空整備士（回転翼航空機）アグスタ式AW139型機限定変更実地試験受験に必要な座学の知見（別紙のとおり）

#### 3 受講者

(1) 人数 1名

(2) 保有資格

ア 一等航空整備士(回)技能証明（ユーロコプター式EC155型、アエロスパシアル式SA365型）

イ 二等航空整備士(回)技能証明（回転翼航空機タービン機、ユーロコプター式EC135型）

ウ 二等航空整備士(飛)技能証明（飛行機ピストン機）

#### 4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間とする。

#### 5 訓練実施要領

(1) 訓練計画は契約締結後別途協議により決定する。

(2) 座学訓練は午前9時00分から午前12時00分まで、午後1時00分から午後5時00分までを標準とする。

(3) 訓練実施日は、原則として、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くが、受講生の進捗状況により、委託者が必要と認める場合には実施日とすることができる。

#### 6 業務履行場所

訓練は受託者が指定する施設にて行う。

但し、履行場所は、日本国内とする。

#### 7 業務内容（座学訓練）

(1) 試験要領一等航空整備士（回転翼航空機）限定変更実地試験受験に必要な口述試験項目とする。（別紙のとおり）

(2) その他限定変更実地試験受験に有効な教育訓練

#### 8 教材

受託者が、本業務に必要と認める教材を用意し、受講生に配布すること。

また、受講生が必要とする資料については、カラーコピーを含め、これに応えること。

9 費用の負担

講習業務の処理に要する以下の費用は、受託者の負担とする。

- (1) 座学訓練費（座学訓練に使用する器材費を含む）
- (2) 教材費（トレーニングマニュアル等）

10 報告等

受託者は、本契約締結後に講習計画を委託者に提出するものとする。

受託者は、訓練業務の終了後、座学訓練修了書を受講者に交付することとする。

11 その他

- (1) 座学訓練に関しては、受講生の質疑に対応するなど誠意を持って行うこと。
- (2) 本業務処理要領の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して決定するものとする。

別紙

訓練項目

No.	項目
1	機体概要
2	マニュアル概要
3	整備方式、時間管理、点検整備
4	ディメンジョン、トeing、パーキング、リフティング、ウェイティング
5	サービス
6	振動調整
7	機体構造
8	防火系統
9	燃料系統
10	油圧系統
11	メインローター系統
12	動力伝達系統
13	テールローター系統
14	テールローター駆動系統
15	降着装置
16	操縦系統
17	電気系統
18	オートパイロット/オートパイロットエンジン限界
19	統合アビオニクスシステム
20	インジケーティング/レコーディングシステム
21	通信系統
22	航法装置
23	ライティングシステム
24	アイスアンドレインプロテクション系統
25	空調装置
26	機体装備品/ファニシング系統
27	非常脱出系統
28	セントラルメンテナンスシステム
29	動力装置(PT6C-67C)
30	飛行規程
31	質疑応答